

夏の交通安全県民運動実施要綱

平成30年7月10日(火)～7月19日(木)

運動の目的	この運動は、県民一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故を防止することを目的とする。		
運動の進め方	実施機関・団体は、相互の連携を密にして、地域や組織の実情に即した実効性のある交通安全運動を展開するものとする。		
実 施 事 項			
重点	子供と高齢者の交通事故防止 ～横断歩道マナーアップの推進～	飲酒運転の撲滅	自転車の安全利用の推進
運転者・歩行者等は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道は歩行者優先です。交差点を右左折する際は、歩行者がいないか、よく確かめましょう。 ○ 横断歩道が近くにある場所では、横断歩道を渡りましょう。 ○ 夕暮れや夜間は、運転者は、早めのライト点灯とハイビームの効果的な活用に努め、歩行者は明るい服装や反射材用品を着用しましょう。 ○ 高齢運転者の方は、運転能力に応じた安全運転を心がけましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転は犯罪です。飲酒運転は「絶対しない、させない、許さない、そして、見逃さない」ことを徹底しましょう。 ○ 車を運転するときは、アルコールが残っていないか確認しましょう。 ○ 飲酒運転を見かけたら、110番通報しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「自転車安全利用五則」を守りましょう。 ○ 歩道を通行する際は、歩行者優先で、安全な運転を心がけましょう。 ○ 夕暮れ時は早めにライトを点灯し、反射材用品を着用(装)しましょう。
家庭・地域・職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通上の危険な箇所や道路への飛び出し等の危険性、身近に起きた交通事故について話し合しましょう。 ○ 子供や高齢者に対する交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重さについて話し合しましょう。 ○ 車を運転することを知りながら酒を勧めること、酒を飲んで運転するおそれのある人に車を貸すこと、飲酒運転の車に同乗することは犯罪です。お互いに注意合いしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の危険性や事故を起こしたときの重大性について話し合しましょう。 ○ 自転車保険に加入しましょう。 ○ 児童等には、ヘルメットを着用させましょう。また、高齢者もヘルメットを着用するよう努めましょう。
実施機関・団体は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。 ○ 参加・体験型の交通安全講習会等を積極的に開催し、交通安全意識を高めましょう。 ○ 安全運転サポート車やドライブレコーダーの普及を促進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県飲酒運転罰減条例の周知に努めましょう。 ○ 飲酒運転撲滅宣言企業(店)の登録に努めましょう。 ○ 「ハンドルキーパー運動」を積極的に推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県自転車安全利用条例の周知に努めましょう。 ○ 反射材用品の着用(装)やライト点灯を促進する広報啓発活動を推進しましょう。

※ 自転車安全利用五則 ① 自転車は車道が原則、歩道は例外 ② 車道は左側を通行
 ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ④ 安全ルールを守る ⑤ 子どもはヘルメットを着用